

地域と共生する再エネ事業の事例

ソーラーシェアリングで耕作放棄地の解消を実現（千葉県匝瑳市(そうざし)）

耕作放棄地でソーラーシェアリング(畑作)を行う。農業 振興への売電収益の一部寄付や、地域の農業生産法人に耕作委託を実施。



ソーラーシェアリング
(細型パネル)

自然と共生する再エネ事業（ドイツ）

太陽光発電所において小動物の移動経路の確保、両生類・爬虫類のビオトープを設置する等、自然環境に配慮した再エネ事業を実施。

写真提供：公益財団法人日本自然保護協会



小動物の移動経路の確保



太陽光パネル下部に
ビオトープの設置

地域共生型再エネ スタートアップ リーフレット

地域脱炭素化促進事業制度
のあらまし



Startup Leaflet

参考リンク（環境省）



地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/



脱炭素ポータル
https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/



地域循環共生圏づくりプラットフォーム
<http://chiikijunkan.env.go.jp/>



再エネスタート
<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/>



脱炭素地域づくり支援サイト
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>

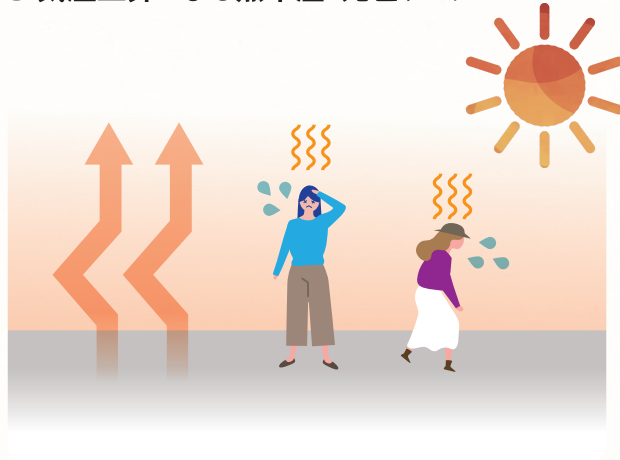
お問合せ

環境省 | 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室
電話番号 03-5521-8234

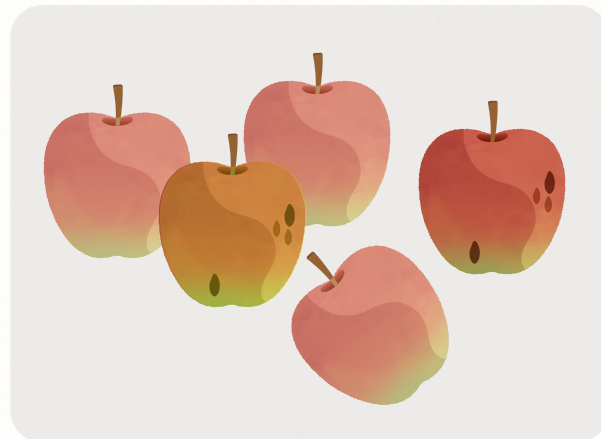
2024.03

今、地球温暖化によって 様々な気候変動問題が起こっています。

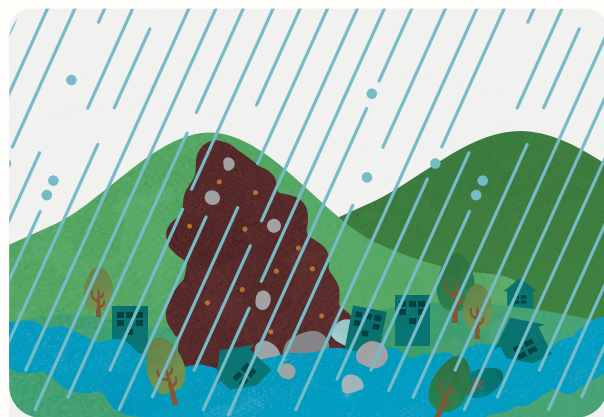
● 気温上昇による熱中症・死亡リスク



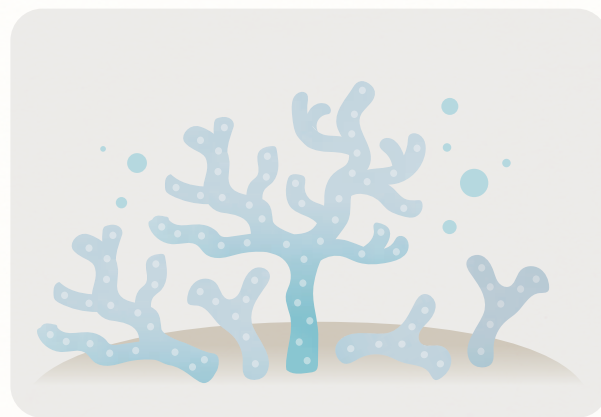
● 産業への影響（リンゴの着色不良）



● 豪雨の頻発、台風の強大化



● 自然生態系への影響（サンゴの白化）



地球温暖化対策の一環として 再エネ導入を推進しています。

気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求することとした、世界共通目標が定められました。

これを受け、日本においても、2050年カーボンニュートラル宣言がなされ、様々な取組が進められています。

なかでも再生可能エネルギーは、その使用において温室効果ガスを排出しないことから、地球温暖化対策に必要不可欠なエネルギー源です。2050年カーボンニュートラルの達成のためには、地域資源である再エネを最大限活用していくことが求められています。

! 「再エネ導入」には注意も必要です。

地域における合意形成が不十分なまま事業に着手したり、安全性や自然環境・生活環境への適正な配慮が不足した事例等、迷惑施設と捉えられる再エネ施設もあります。

法面保護工が
崩れて流出した
事例



法肩部分の架台が
流出した事例



景観を乱す
パネル設置の
事例



希少猛禽類の
バードストライクが
発生した事例



地域にとっても望ましい再エネとするためには、
再エネ導入に適したエリアや守りたい場所等、地域の皆様一人ひとりが
再エネ事業のあり方を考えることが重要となります。



地域脱炭素化促進事業制度の概要

「地域と共生する再エネ」の導入を進める制度ができました。

- 「**地域脱炭素化促進事業制度**」は、住民の方々や事業者、自治体等の地域の多様な皆様と一緒に、望ましい再エネの姿を話し合いながら決めていく制度です。
- 様々な方々の意見をうかがいながら、自然環境や生活環境等に適正に配慮し、再エネを導入する場所や事業者に求める条件等を決めていきます。



「地域脱炭素化促進事業」とは?

- 地域脱炭素化促進事業とは、太陽光、風力等の再エネを利用した発電施設や熱供給施設と、地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業です。また、再エネ施設の整備と併せて地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組も行います。



写真提供: せたな町



写真提供: 東急不動産株式会社

地域脱炭素化促進施設の整備

再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(発電施設・熱供給施設)です。



地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を地域において活用し、脱炭素社会の実現に貢献する取組です。

地域脱炭素化促進事業



地域の環境の保全のための取組

再エネ施設の整備と併せて、豊かな自然環境や動植物の生息・生育環境を保全したり、景観への影響を最小限に留めたりする取組です。



写真提供: 銚子電力株式会社

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

再エネ施設の整備と併せて行う、地域の活性化や災害時のエネルギー確保など地域課題の解決に貢献する取組です。

地域脱炭素化促進事業が実施されるまで



1 促進区域等の設定 (地方公共団体実行計画への反映・策定)

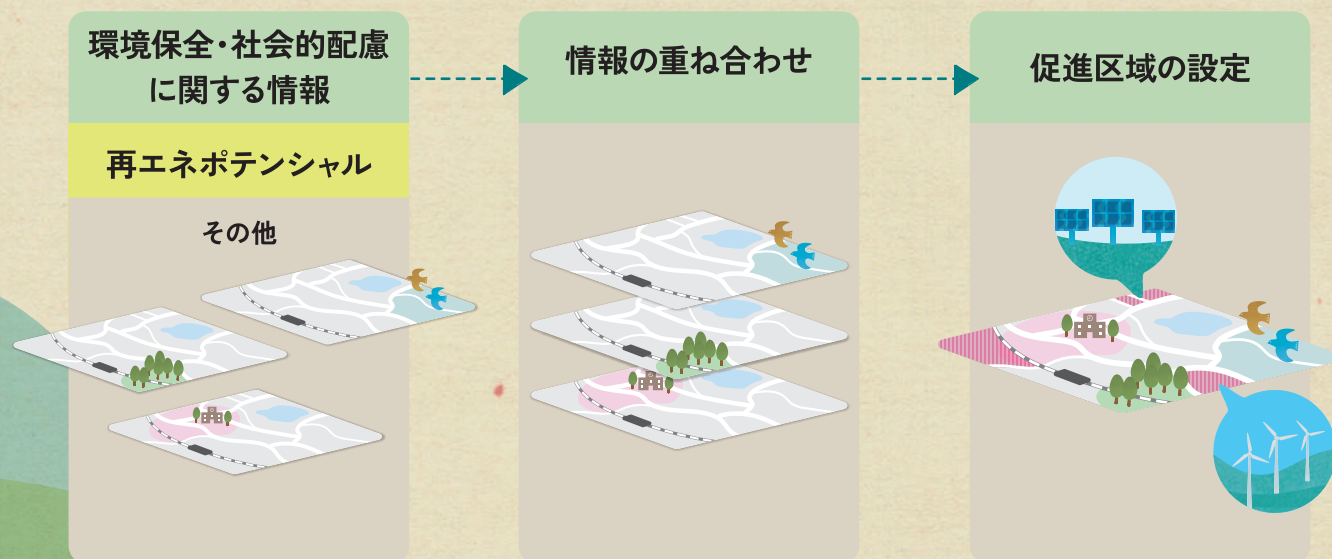
「促進区域」とは、「地域と共生する再エネ」事業の導入を促進する区域です。

促進区域等の設定

- 「促進区域」等は、住民の方々や事業者、自治体等の地域の多様な皆様が話し合いに参加する協議会等で検討し、市町村が設定します。地域にとって分かりやすい名称とすることも可能です。

※促進区域に設定されたとしても、必ず事業が実施されるものではありません。事業実施には、地権者との契約等が必要です。

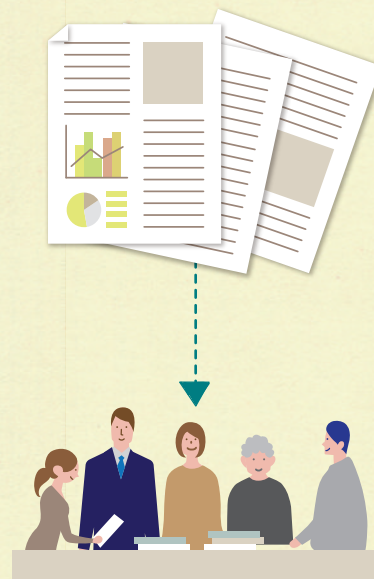
「促進区域」は地域の様々な情報を重ね合わせ、地域にとって再エネの導入が望ましいエリアを設定します。



2 地域脱炭素化促進事業計画の作成

事業計画案の作成、協議会での協議

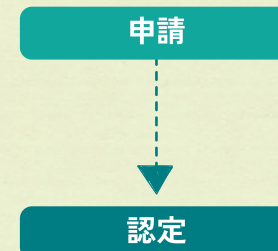
- 事業者は地方公共団体実行計画(区域施策編)に定めた方針に適合するよう、地域脱炭素化促進事業計画(案)を作成します。
- 地域の協議会等の参加メンバーは地域脱炭素化促進事業(案)の内容を協議します。



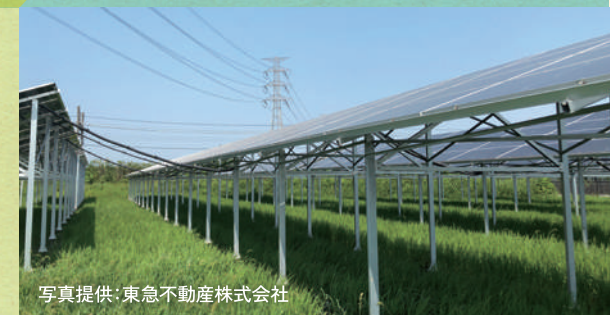
3 地域脱炭素化促進事業計画の認定

事業計画の認定

- 事業者は地域の協議会での協議を踏まえ、地域脱炭素化促進事業計画を決定し、市町村に申請します。
- 市町村は、自らの地方公共団体実行計画(区域施策編)や法令に適合するか審査し、認定をします。



4 地域脱炭素化促進事業の実施



写真提供: 東急不動産株式会社



写真提供: せたな町



写真提供: 株式会社グリーンパワーインベストメント